

内水面短信

Vol. 3

青森県海区漁業調整委員会事務局

平成23年3月18日

はじめに

第18期第5回青森県内水面漁場管理委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）濱田、藤田、小林、祖父江、丹藤、足助、二本柳
欠席委員（敬称略）七戸、平葎、五十嵐

開催日時：平成23年3月14日（月） PM1：30～

開催場所：青森市 ラ・プラス青い森 3階「プリムラ」



議 題

1 第5種共同漁業権に係る平成23年度増殖計画量の基準について（決定）

河川湖沼における第5種共同漁業権（本県では42件[十和田湖を入れると43件]は、漁業法第127条により水産動植物の増殖が義務づけられており、それらの増殖にあたっては、青森県内水面漁場管理委員会が毎年その年度の増殖計画量の基準を決定し、委員会会長名をもってそれを県報に一括公示するとともに、第5種共同漁業権者（以下「組合」という。）に対して当該基準の達成に万全を期すよう指導しております。

当委員会では、平成19年9月30日に委員会内に「増殖計画策定部会」を新たに組織し、委員会で該当年度の増殖計画量の基準を決定する前に、当該部会において各組合から提出された前年度の増殖実績、河川湖沼の生産力及び環境の変化、組合の経営状況等の資料のほか、これまでの増殖実績、放流種苗の確保とその供給状況、コイヘルペスウイルス病のまん延防止対策などを総合的に勘案して部会案を作成しています。

ついては、部会での事前検討を経て作成しました「平成23年度増殖計画量の基準(案)」について、当委員会において審議を行いました。

【青森県内水面漁場管理委員会公示第2号（案）の内容】

第5種共同漁業に係る平成23年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成23年3月 日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱田 正隆

免許番号	河川湖沼	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	アユ	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上
		イワナ	産卵床造成一箇所以上

内共第二号	吾妻川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 二千尾（一二キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三号	追良瀬川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	種苗放流 五万尾（三〇〇キログラム）以上 種苗放流 五万尾（一〇〇キログラム）以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上
内共第四号	大童子川	アユ ヤマメ イワナ イワナ	種苗放流 二千尾（一二キログラム）以上 種苗放流 三千尾（六キログラム）以上 種苗放流 一千尾（二キログラム）以上 産卵床造成三箇所以上
内共第五号	赤石川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	種苗放流 三万尾（一八〇キログラム）以上 種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上

内共第六号	中村川	アユ ヤマメ イワナ コイ ウグイ	種苗放流 一万五千尾（九〇キログラム）以上 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 種苗放流 〇尾（〇キログラム） 産卵床造成二箇所以上
内共第七号	平滝沼	コイ フナ	種苗放流 〇尾（〇キログラム） 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
内共第八号	廻堰大溜池	コイ フナ	種苗放流 〇尾（〇キログラム） 種苗放流 七千尾（一四キログラム）以上

内共第十号	前潟・セ	コイ	種苗放流 ○尾(○キログラム)
	バト沼・	フナ	種苗放流 二万五千尾(五〇キログラム)以上
	明神沼	ワカサギ	ふ化放流 五百五十万粒以上
内共第十二号	十三湖	コイ	種苗放流 ○尾(○キログラム)
		フナ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
		ウグイ	産卵床造成二箇所以上
		ワカサギ	ふ化放流 二百五十万粒以上
内共第十三号	山田川	コイ	種苗放流 ○尾(○キログラム)
	田光沼	フナ	種苗放流 五千尾(一〇キログラム)以上
内共第十四号	岩木川	アユ	種苗放流 一〇万尾(六〇〇キログラム)以上
		ヤマメ	種苗放流 三万尾(六〇キログラム)以上
		コイ	種苗放流 ○尾(○キログラム)
		フナ	種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上
		イワナ	種苗放流 一万五千尾(三〇キログラム)以上
		ウグイ	産卵床造成十箇所以上
		カジカ	産卵床造成十箇所以上
		カワヤツメ	産卵床造成十箇所以上

内共第十五号	平川	アユ	種苗放流 六千尾(三六キログラム)以上
		ヤマメ	種苗放流 四千尾(八キログラム)以上
		コイ	種苗放流 ○尾(○キログラム)
		フナ	種苗放流 一千尾(二キログラム)以上
		イワナ	種苗放流 四千尾(八キログラム)以上
		イワナ	産卵床造成一箇所以上
		ウグイ	産卵床造成一箇所以上
		カジカ	産卵床造成一箇所以上

内共第十六号	浅瀬石川	アユ	種苗放流 五千尾（三〇キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上
		コイ	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		フナ	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
		イワナ	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上
		ニジマス	種苗放流 六千尾（一二キログラム）以上
		ウグイ	産卵床造成二箇所以上
		カジカ	産卵床造成二箇所以上
内共第十七号	旧十川	コイ	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
内共第十八号	藤枝溜池	コイ	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		フナ	種苗放流 一千尾（二キログラム）以上
内共第十九号	二ノ沢溜池	コイ	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		フナ	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
内共第二十一号	増川川	アユ	種苗放流 一千尾（六キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上
		イワナ	種苗放流 一千尾（二キログラム）以上
内共第二十二号	今別川	アユ	種苗放流 五千尾（三〇キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 四千尾（八キログラム）以上
		イワナ	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上

内共第二十三号	蟹田川	アユ	種苗放流 七千尾（四二キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 一万四千尾（二八キログラム）以上
		コイ	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		イワナ	種苗放流 七千尾（一四キログラム）以上
		イワナ	産卵床造成二箇所以上
		ウグイ	産卵床造成二箇所以上

内共第二十四号	合子沢川	ヤマメ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上
		イワナ	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
内共第二十五号	田代沼	ニジマス	種苗放流 二千尾（六キログラム）以上
		イワナ	産卵床造成十箇所以上
内共第二十六号	野内川	アユ	種苗放流 四千尾（二四キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上
		イワナ	種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上
		ウグイ	産卵床造成三箇所以上
内共第二十九号	野辺地川	アユ	種苗放流 二万尾（一二〇キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上
		コイ	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		イワナ	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上
		ウナギ	種苗放流 四百尾（八キログラム）以上
		ウグイ	産卵床造成二箇所以上
内共第三十号	田名部川	ヤマメ	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上
		コイ	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		ウグイ	産卵床造成四箇所以上
		ワカサギ	ふ化放流 三千万粒以上
内共第三十一号	川内川	アユ	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上
		アユ	産卵床造成五箇所以上
		ヤマメ	種苗放流 七万尾（一四〇キログラム）以上
		イワナ	産卵床造成六箇所以上
		ウグイ	産卵床造成五箇所以上
内共第三十二号	目滝川	アユ	種苗放流 三千尾（一八キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上
		イワナ	産卵床造成五箇所以上

内共第三十三号	易国間川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 七千尾(四二キログラム)以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成五箇所以上
内共第三十四号	大畑川	アユ ヤマメ ヤマメ イワナ イワナ ウグイ	種苗放流 一万六千尾(九六キログラム)以上 種苗放流 五万尾(一〇〇キログラム)以上 産卵床造成一箇所以上 種苗放流 三千尾(六キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三十五号	野牛川	コイ ウナギ	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 五百尾(一〇キログラム)以上
内共第三十六号	大沼	コイ ウナギ ワカサギ スジエビ	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成二十箇所以上
内共第三十七号	左京沼	コイ ウナギ ワカサギ スジエビ	種苗放流 〇尾(〇キログラム) 種苗放流 千五百尾(三〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 増殖床造成十箇所以上
内共第三十八号	小老部川	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵床造成二十箇所以上 種苗放流 一万尾(二〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上

内共第三十九号	老部川 (東通村)	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	産卵床造成二十箇所以上 種苗放流 六万尾 (一二〇キログラム) 以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上
内共第四十号	老部川 (六ヶ所村)	ヤマメ イワナ	種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上
内共第四十二号	高瀬川 市柳沼 田面木沼	コイ フナ ウナギ ワカサギ	種苗放流 〇尾 (〇キログラム) 種苗放流 一千尾 (二キログラム) 以上 種苗放流 五百尾 (一〇キログラム) 以上 ふ化放流 三千万粒以上
内共第四十四号	小川原湖	コイ ウナギ フナ ウグイ ワカサギ エビ	種苗放流 〇尾 (〇キログラム) 種苗放流 二千五百尾 (五〇キログラム) 以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 増殖床造成三箇所以上
内共第四十五号	七戸川	ヤマメ コイ イワナ	種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 種苗放流 〇尾 (〇キログラム) 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上
内共第四十六号	奥入瀬川	アユ ヤマメ コイ イワナ ニジマス ウナギ ウグイ	種苗放流 七万尾 (四二〇キログラム) 以上 種苗放流 二十五万尾 (五〇〇キログラム) 以上 種苗放流 〇尾 (〇キログラム) 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 種苗放流 一千尾 (二キログラム) 以上 種苗放流 五百尾 (一〇キログラム) 以上 産卵床造成二十五箇所以上

内共第四十七号	鳶沼	ヒメマス	種苗放流 六千尾（一二キログラム）以上
内共第四十八号	馬淵川	アユ	種苗放流 九万尾（五四〇キログラム）以上
		ヤマメ	種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上
		コイ	種苗放流 〇尾（〇キログラム）
		イワナ	種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上
		ウナギ	種苗放流 一千尾（二〇キログラム）以上
		ウグイ	産卵床造成三箇所以上
		内共第四十九号	新井田川
ヤマメ	種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上		
ヤマメ	産卵床造成二箇所以上		
コイ	種苗放流 〇尾（〇キログラム）		
フナ	産卵床造成二箇所以上		
イワナ	産卵床造成三箇所以上		
ウグイ	産卵床造成五箇所以上		
農内共第一号	十和田湖	ヒメマス	種苗放流 七十万尾以上
		コイ	種苗放流 〇尾
		フナ	種苗放流 五万尾以上
		サクラマス	種苗放流 一万尾以上
		エビ	産卵床造成十六箇所以上

《審議の結果》 青森県内水面漁場管理委員会公示第2号（案）どおりに決定し、青森県内水面漁場管理委員会会長名で県報に一括公示することになりました。（公示日は平成23年3月18日付けの予定。）

2 コイの持ち出し禁止及び放流等の制限等に関する指示について（決定）

コイの持ち出し禁止及び放流等の制限等に関する委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 指示の内容

1 コイの持ち出し禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コ

イがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。）においては、青森県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。
ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

2 放流等の制限

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

- (一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。
- (二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。
- (三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

3 サクラマス秋放流幼魚保護に係る採捕禁止の指示について（奥入瀬川水系の中里川、生内川流域）

サクラマス秋放流幼魚保護のための禁漁区域設定に係る委員会指示の発動について、この度、青森県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

一 禁止区域

奥入瀬川水系の次の流域においては、制限期間中はヤマメを採捕してはならない。ただし、試験研究のために採捕する場合を除く。

- 1 中里川 十和田市大字法量字相ノ窪二四の一〇六地先の橋梁下流端から十和田市大字法量字鳥谷附二 の一 地先の橋梁上流端までの区域
- 2 生内川 十和田市大字奥瀬字生内二七〇の六一地先の生内大橋下流端から十和田市大字奥瀬字生内一七〇の一 地先の奥瀬堰土地改良区頭首工上流端までの区域

二 禁止期間

平成二十三年四月一日から同年五月三十一日まで



《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

4 青森県資源管理指針について（諮問）

青森県資源管理指針について、この度、青森県知事から本委員会の意見を求める諮問がありました。当該資源管理指針は、国が平成23年度からスタートする資源管理・漁業所得補償対策を受けて、知事管理漁業に係る水産資源管理に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方策として策定するもので、今般は小川原湖のシラウオ及びワカサギ、小川原湖及び十三湖のシジミに係る以下の内容について、具体的な説明がなされました。

- （1）青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方
- （2）シラウオ、ワカサギ及びシジミごとの資源動向等、シラウオ・ワカサギ船曳網漁業及びしじみ漁業（じょれん）ごとの漁獲の状況等
- （3）シラウオ、ワカサギ及びシジミに係る魚種別・漁業種類別の実施すべき自主的資源管理措置
- （4）資源管理措置ごとの履行確認手段と方法

《審議の結果》 諮問どおりと決定し、県に答申することに決まりました。

次会の開催予定

開催時期 平成23年6月下旬

開催場所 青森市内

おわりに

この度、第18期青森県内水面漁場管理委員会委員 日景弥生氏の辞職に伴って、東通村小田野沢の二本柳玲子氏が新たに選任されました。

二本柳新委員におかれましては、下北地域の漁協女性部ネットワーク組織「アクティブ・マリーン・レディース・しもきた（行動する下北の女性）＝AMLS協議会」の会長として、ふるさとの川と青い海を守るため、無公害のわかしお石けんやアクリルたわしの普及を図っているとともに、森を育てるための植樹活動などに頑張っておられます。今後の御活躍が期待されます。（文責 山口）

連絡先 青森県海区漁業調整委員会事務局 TEL：017-734-9851 FAX：017 734 8166
--